

岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続 支援補助金実施要綱

令和 8 年 7 月 1 0 日制定

1 総則

岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援補助金の交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和 5 7 年岐阜県規則第 8 号。以下「規則」という。）及び岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 事業内容

障害福祉サービスは、障がい児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいてもサービスを円滑に継続することが必要である。このため、障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という。）が、物価上昇の影響がある中でも、必要なサービスを円滑に継続できるよう、設備・備品の購入に必要な費用を補助する。

3 対象事業者及び補助対象経費

（1）対象事業者

補助金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、令和 8 年 4 月 1 日時点で、県内に所在する事業所等において、別表に定めるサービスを提供している者とする。ただし、以下に該当する事業所等を除く。

[対象外とする事業所等]

- ・令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間に廃止又は休止（予定を含み、災害その他やむを得ない理由による廃止又は休止を除く。）する事業所等
- ・共生型障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスのみを提供する事業所等

（2）補助対象経費

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日までに購入（設置）及び支払いを完了した、以下に該当する設備・備品の購入等経費（設置に要する工事費等を含む。）とする。ただし、県及び市町村が交付する他の補助金等の対象となるものを除く。

ア 災害・新興感染症等への対応

事業所等が災害・新興感染症等発生時にサービスを継続するために必要なもの

- （例） 飲料水、食料品等の備蓄物資、ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池、衛生用品、医療用品、簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具 等

イ 業務効率化・負担軽減・職場環境改善への対応

事業所等の業務効率化、職員の負担軽減及び職場環境の改善に取り組み、サービスを継続するために必要なもの（既存の機器・システム等の更新・改修・修繕費用を含む。）

（例） 業務用パソコン・タブレット・スマートフォン、除雪機 等

ウ サービスを円滑に継続するための対応

事業所等の防犯対策や就労継続支援事業所等における就労機会の提供に必要な設備・備品のほか、猛暑などの様々な困難な事態下にサービスを継続するために必要なもの

（例）・不審者の侵入時に利用者を守るためのさすまた等の防犯用具

- ・上下に昇降し高さの調整可能な作業デスク等の就労支援用設備・備品
- ・ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、防寒ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品
- ・業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機・サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品 等

4 補助金の額の算定方法

補助金の額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 別表の第2欄に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額
イ アにより選定された額に、別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額

5 事業実施期間

令和8年4月1日から令和8年12月31日までとする。

6 交付申請

- （1） 交付要綱第4条に規定する交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとし、当該様式に定める書類を添付しなければならないこととする。
- （2） 交付申請書の提出期限は、別に定める。
- （3） 交付要綱第5条第2項の規定による通知は、別記第2号様式により行うこととする。
- （4） 交付要綱第6条第2項に規定する事業変更（中止・廃止）承認申請書の様式は、別記第3号様式のとおりとする。
- （5） 交付要綱第8条第1項に規定する変更交付申請書の様式は、別記第4号様式のとおりとし、当該様式に定める書類を添付しなければならないこととする。

- (6) 交付要綱第8条第2項の規定による通知は、別記第5号様式により行うこととする。

7 実績報告等

- (1) 交付要綱第10条に規定する実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとし、当該様式に定める書類を添付しなければならないこととする。
- (2) 実績報告書の提出期限は、別に定める。
- (3) 交付要綱第12条の規定による通知は、別記第7号様式により行うこととする。
- (4) 交付要綱第13条第2項に規定する交付請求書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

8 変更の届出

補助事業者は、計画書に変更（次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、別紙様式により届出を行わなければならない。

県は、届出の内容に応じて、補助事業者に対して変更交付申請等の所要の手続を指示する。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合
- (2) 計画書に記載の障害福祉サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合

9 その他留意事項等

- ・消費税及び地方消費税は補助対象外とするため、交付申請及び実績報告に当たっては、税抜き金額で記載すること。

別表

1 対象サービス	2 基準額	3 補助率
(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 ※ 同一の事業所において高齢者を対象とする介護サービスを提供している場合を除く。 ※ 共生型サービスを除く。	1 事業所当たり 120,000円	10/10
(2) 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援 ※ 同一の事業所において、一体的に複数のサービスを行っている場合は、主たる1事業所分を対象とする。		
(3) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、短期入所（空床利用型を除く。）、就労移行支援、就労選択支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 ※ 共生型サービスを除く。 ※ 自立訓練（生活訓練）については、宿泊型自立訓練を含む。 ※ 障害者支援施設における日中活動サービスを除く。 ※ 障害児入所施設と同一敷地内において、主に入所利用者を対象に障害児通所支援事業を実施する場合を除く。 ※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供している多機能型事業所については、サービスごとにそれぞれ異なる区画又は部屋で当該サービスを提供しているときは、当該サービスごとに対象とする。		
(4) 施設入所支援、療養介護、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	定員（※）1人当たり 6,000円	

※定員数は、令和8年4月1日時点のものとする。

別記第 1 号様式

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地：
法人名称：
代表者職氏名：

岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援
補助金交付申請書

次のとおり、岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援補助金の
交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 円
- 2 添付書類
 - 事業実施計画書（様式 1）事業所・施設別申請額一覧
（様式 2）個表

担当者氏名	
電話番号	
e-mail	

別記第 2 号様式

障第 号
令和 年 月 日

様

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援
補助金交付決定通知書

このことについて、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件 岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援補助金交付要綱及び同実施要綱の規定を順守すること。

別記第3号様式

令和 年 月 日
障第 号

岐阜県知事 様

法人所在地：
法人名称：
代表者職氏名：

事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け障第 号で交付決定を受けた岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援補助金について、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので申請します。

記

変更（中止・廃止）の内容及び理由

※変更・中止・廃止の別により、表題及び本文を適宜修正するとともに、知事が必要と認める書類を添付すること。

別記第4号様式

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地：

法人名称：

代表者職氏名：

岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援
補助金変更交付申請書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて変更交付申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

- ・事業実施計画書（様式1）事業所・施設別申請額一覧
（様式2）個表

令和 障第 年 月 号 日

様

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援
補助金変更交付決定通知書

このことについて、下記のとおり変更交付決定しましたので、通知します。

記

- 1 変更交付決定額 円
- 2 交付の条件 岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援補助
金交付要綱及び同実施要綱の規定を順守すること。

岐阜県知事 様

法人所在地：
法 人 名 称：
代表者職氏名：

岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援
補助金実績報告書

令和 年 月 日付け障第 号で交付決定を受けた岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援補助金に係る事業が完了しましたので、岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額 円

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書（様式 1）事業所・施設別一覧表
（様式 2）個表
- (2) 補助対象経費の算定根拠となる資料
- ・導入した設備・備品写真
 - ・納品書・請求書の写し

担当者氏名	
電話番号	
e-mail	

別記第 7 号様式

令和 年 月 日
障第 号

様

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援
補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け障害第 号で交付決定した標記補助金について、岐阜県
障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援補助金交付要綱第
12条の規定により、補助額を下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金額 金 円

第 号
令和 年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

岐阜県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援
補助金交付請求書

令和 年 月 日付け障第 号で交付決定を受けた岐阜県障害福祉サービス
事業所等に対するサービス継続支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先口座

金融機関名	() 銀行・信用金庫・農協 () 本店・支店・支所
預金種別 (該当を○で囲むこと。)	1 普通 2 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	